

茨木市職員希望降任制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、職員の降任に対する希望を尊重し、本人の希望を承認することで職員の意欲向上を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2 降任を希望することができる職員は、係長級以上の職員とする。

(希望の申出)

第3 降任を希望する職員は、降任希望申出書（別記様式）により、所属長を経由し、任命権者に申し出るものとする。

(降任の承認)

第4 任命権者は、第3の規定による申出があったときは、降任の適否について判定し、降任を適当と認めたものについて、降任を承認するものとする。

2 前項の判定において、任命権者は、職員の希望を尊重するものとする。

(降任)

第5 任命権者は、第4の規定により降任を承認したときは、原則として当該職員が降任を希望する給料表の級及び補職名に降任する。

2 降任の日は、原則として当該職員から降任希望の申出があった日の属する年度の翌年度の4月1日とする。

3 降任に伴う降格後の給料月額は、降格の日の前日に受けていた給料月額の直近下位の給料月額とする。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(別記様式)

降任希望申出書

年 月 日

(申出先) 任命権者 _____

所 属 _____

職 名 _____

補職名 _____

氏 名 _____

私は、次の理由により降任希望を申し出ます。

【降任を希望する理由】
【降任後に従事したい職務等】
【希望する降任後の補職名】

所属長経由印	部 長		課 長	
--------	-----	--	-----	--